

タイの障害者運動と女性障害者 -- 女性障害者が動き出すまで (特集 アジアの女性障害者 -- 複合差別と権利擁護)

著者	吉村 千恵
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	255
ページ	14-17
発行年	2016-12
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00018792

タイの障害者運動と女性障害者

—女性障害者が動き出すまで—

吉村 千恵

しかし、その過程では、女性障害者のニーズの把握や充足、リーダーシップの発揮や位置づけ、社会的背景から受ける権利侵害、ライフコースなどに焦点をあてた運動は行われてこなかった。そのこと自体が、女性のニーズを無自覚に深刻化し、または、男性との格差を増長することとなった。

●はじめに—タイの障害者法と障害者運動—

二〇一三年、タイで初めて第一期女性障害者開発戦略（行動）四カ年計画が策定された。ちなみに、国家経済社会計画などで性別に言及なく障害者が登場するのは一九八〇年代からで、女性障害者に焦点があたるまで約三〇年間のひらきがある。まずは、この三〇年を振り返ってみたい。

タイ政府が障害者施策制定に向けて動き出したのは一九八〇年代以降だが、その背景には「国連障害者年」（一九八一年）およびその後の「国連障害者の一〇年（一九八三～九二年）」の行動計画の刺激をうけたことがあげられる。また、時を同じくして障害当事者団体である Disabled Peoples International（以下、DPI）の第一回総会に参加した障害者たち

が刺激を受け、国内で障害者団体の設立などを行い、障害者運動の活発化を図ったこともあげられる。

一九八〇年代、タイの障害者たちは、タイ国初の障害者法を求めて起草委員会に参加したり、国内の障害者ネットワークを駆使して法制定に向けたキャンペーンを行ったりと活動を展開した。公的な医療費補助も生活支援もないに等しかったタイ社会のなかで、生活困難な状況にあった障害者たちは、まずはリハビリテーションサービスの充実や所得保障など最低限の生活改善に望みを託した。

一九九一年にタイで初めての障害者法である「一九九一年障害者リハビリテーション法」（以下、一九九一年法）が制定された。同法によって、障害者登録制度や障害者手当が整備・開始された他、障害者雇用割当制度も導入された。

一九九一年法によって基本的な障害者施策が始まったといえるが、その普及は進まず障害者の生活の場には恩恵は届かなかつた。法律だけでは生活は変わらないと実感した障害者たちは、より広く社会的な問題解決を求め、リハビリテーションや就労から、人権や市民権の獲得へと活動を移していった。

その後、国連障害者権利条約の採択およびタイ政府の同条約署名・批准のプロセスのなかで、タイの障害者リーダーたちは政府代表団の一員として存在感を示し、同時に、「二〇〇七年障害者エンパワメント法」（以下、二〇〇七年法）の制定にも深く関わるようになった。国連障害者権利条約を強く意識したこの法律は、障害者の権利や地域生活支援など障害当事者の視点を盛り込んだ画期的な法律となった。

●運動のなかの女性障害者—ステージの上と下—

女性障害者たちは、一連の障害者運動のなかでどのような存在だったのだろうか。

タイの障害者法の制定過程には男性の障害者リーダーの活躍があげられる。社会的少数者である障害者が、諸法案や政策に関わることができたのは、「当事者リーダー」たちは、大学卒業以上の学歴をもつ比較的社会的地位が高い男性障害者であった」点が背景にある。タイの男性障害者リーダーが、当事者としてリーダーシップを発揮し法制定や制度運用に関わることは、当事者性や障害者運動の観点から一定の評価は認められる。しかし、その背景に、意思決定のプロセスや政治変動、不可視の階級や学歴への配慮、男性の優位性な

どタイ社会の特異性があげられることに注意しなければならぬ。

タイの女性たちもまた、その伝統的階級制による影響や抑圧（時には恩恵）を受けており、ジェンダーによる差と階級差の両方の影響下にある。

タイは家事の市場化が進んだり、母系的家族制度の影響などから、家長的な男女の性別役割分担が少ないと評されたり、または女性が社会進出をしている割合が高く男女共同参画が進んでいると評される傾向がある。しかしそのことが、すなわち男女平等社会であるわけではない。不可視の社会階級に加えて、男女の性別役割分担や性別による処遇や立場の違いは確かに存在するのである。

たとえば、実質的に運動の現場を担うのは女性障害者が圧倒的に多い。にもかかわらず、当事者運動を進めたり、実行委員会等の長を決めたりする必要があるときには、男性障害者の名前があがることが多い。その理由として、「自分たちには性別は関係ないが、対外的には男性の方が格好がつく（まず問題ない）」「○○さんは、□□という肩書き（または経歴）があるから」「話しが上手だから」

などがあげられる。

特に首都バンコクでは、障害者関係の国際会議やセミナーが数多く開催される。また省庁関係や障害者団体主催のプログラムも多い。以上の経緯から、そのような際にステージの上で司会やリソースパソン、もしくは講演者として話しをするのは、男性障害者となることが多い。そして、女性障害者たちは、しつかりもののスタッフとして進行係や受付、会計、資料作成、会場レイアウト、撤収などをこなす。ステージの上と下、運動をすすめていくうえで両方の役割分担は必須ではあるが、上と下の性別比が逆になることは少ない。

●女性障害者たちの動き— Nothing about US, Without Us! —

障害者運動の中心的なリーダーのなかにも女性障害者たちは存在する。普段はそれぞれの場で活動しているが、セミナーや会議などで出会うと、女性障害者の置かれている問題等について話される。

女性障害者からみれば、時には男性障害者とも障害を持たない女性とも、共通の問題と相違する問題の両方を持ちつつ活動を展開し

ていく必要がある。

そうした状況のもと、女性障害者の視点にたった運動展開の必要性が確認され、二年ほど前から具体的なネットワーキングが始まった。

二〇一四年、身体障害・視覚障害・聴覚障害などを持ち、既に各団体で活躍している女性障害当事者計六名が世話人となり、女性障害者の潜在能力エンパワメント協会（The Association to Empowerment the Potential of Women with Disabilities: AEPWDS）が設立された。現在は、登録者を募集しながら、問題の共有や提言活動などを行っている。

AEPWDSは、国連障害者権利条約や障害者運動のスローガンである「Nothing about Us, Without Us」を掲げ、当事者（Us）は女性障害者であると訴えるなどの活動を行っている。そして、世界銀行とWHOのレポートも引用しながら、障害者の権利を合言葉に、東南アジアや世界的なジェンダー・イシュー（社会参画や雇用の不平等）を焦点化し、女性障害者は複合差別を受けて厳しい状況に置かれていると訴えている。そのうえで、社会開発と人間の安全保障省およびDPI:Thaiな

どに対して、①各種委員会やそのほかの意思決定の場における女性障害者の一定割合の参加（クォーター制の導入）、②女性障害者への就労支援、③女性障害者への教育機会の保障などを訴える提案書を提出した。

今後、女性障害者の視点をどのように発揮し、当事者運動を展開していくのであろうか。これまで障害者運動で強調された当事者性は、女性障害者の当事者性も当然として理解する土壌をはぐくんできた。

AEPWDSの立ち上げメンバーは、既に障害者運動や社会のなかで発言権を持っている障害当事者である。女性障害当事者の声を上げる媒体ができたことで、間接的な情報を含め、彼女たちが見聞きしたことを総括し、発言する方法を得たといえる。まずは、彼女たちが声を上げ、女性障害者が持つといわれる、複合差別やニーズについて訴えることで、問題の所在に注意を向けさせることができるであろう。それは、時には直感的なものであり、統計的または理論的に構築されたものではない可能性もある。しかし、女性障害者が、女性障害者の声を代弁また

は自身の問題として訴えることは、それが類似のまたは想起されうる問題である蓋然性が高いからであり、まさに障害者運動のなかで重要視されているピアとしての理解・共感が正当化の根底にある。それは、「女性」という枠とも「障害者」という枠とも割り切れない「女性障害者」としてのピア（女性障害者として類似の経験または共感を持つ仲間）である。

●第一期女性障害者開発戦略（行動）四カ年計画（二〇一三～一六年）

社会開発と人間の安全保障省障害者の生活の向上および促進事務所（障害者エンパワメント局）は、女性障害者が置かれている社会的状況（教育、就労、日常生活、保健等）の課題に対して、第一期女性障害者開発戦略（行動）四カ年計画（二〇一三～一六年）（以下行動計画）を策定・公表した。

この策定過程では、AEPWWDsの複数メンバーからのヒアリングも行われている。同事務所は、二〇〇七年法の起草過程や国連障害者権利条約の制定過程、APCD（タイアジア太平洋障害者センター）やUNESCAP（国際連

合アジア太平洋经济社会委員会）などとのプロジェクトのなかで、（主に男性の）障害当事者の声を反映させることの重要性を理解し、会議やプロジェクトの際には、障害当事者をメンバーに加えることを当然視するようになった。それは、女性障害者の問題についても同様で、後発的ではあるものの、女性障害者リーダーたちの声が行動計画に反映されている。

この行動計画は、男性障害者に比べ、女性障害者は、社会的にも制度的にも教育、就労、健康や保健、日常生活の介助者確保などの面で、必要な支援が十分に得られていない点、社会参画も十分ではない点、その背景には差別や偏見が存在する点などを明記したうえで、女性障害児・者のQOL向上のための達成目標と戦略を記している。

達成目標としては、女性障害児・者への差別の解消、社会参画の促進と教育機会の保障、公衆衛生サービスへのアクセス支援、自立支援などが掲げられている。また目標に従って、戦略項目として次の六項目が設定されている。

①女性障害児・者の社会における公正かつ差別のない権利実現の

- 促進。
- ② 重度女性障害児・者対策。
 - ③ 女性障害児・者のQOLの向上。
 - ④ 社会における女性障害者の社会参画と機会均等。
 - ⑤ 多種多様なレベルでの女性障害当事者団体の設立促進。
 - ⑥ 女性障害児・者に理解ある社会の創造。

六項目に関しては、さらに細かい目標や達成方法、達成のための数値目標、担当部局などが設定されており、具体的な行動戦略が策定されている。行動計画の背景には、世界的な女性や障害者の権利に関する動向として、女性差別撤廃条約、北京宣言および行動綱領、国連ミレニアム開発目標、国連障害者権利条約などの概念があり、伝統的な慈善アプローチから権利に基づくアプローチにパラダイムシフトする必要があることが明記されている。

以上のように、タイ政府として、女性障害児・者の問題に関心をもち、行動計画を策定したことは評価できる。しかし、この行動計画は第一期目が策定されたばかりである。二〇〇七年に制定された障害者エンパワメント法の施行規則策定やその実施状況と同様に、同

行動計画も女性障害者の生活のなかで実現されていくには相当の間がかかるものと想定される。行動計画がどのように実行され、女性障害者の現状がどのように改善されるのか、継続して観察する必要がある。

●今後の課題—障害者女性の権利の具現化に向けた課題と運動の展望—

(1) 「男女差はない」という声

女性障害者のなかには、女性障害者として差別を受けた経験がないと主張する人たちがいる。「男女差はない、あつても個人差だ」という。そのような場合、既にパートナーがいたり長期間就労を継続し生計をたてていたり、自立し生活パターンも安定している者が多い。同時に同様の障害者仲間やコミュニティとのネットワークも持っている。何か問題がおきたとしても、自身のネットワークのなかで解決できる。

彼女たちのケースからみえてくるのは、経済活動の確立と仲間の確保、そしてそれら日常の連続性である。女性障害者が、地域社会のなかで障害が社会的障害とならず自己実現を図ることができるよ

うに、前述のような条件整備を行う必要がある。

(2) 女性障害者のライフコース上の

「障害」

子ども時代・恋愛・結婚・出産・子育て・就労・趣味活動などのライフコースは、性別にかかわらず誰もが経験する事柄だと思われがちである。しかし、障害を持った場合、女性障害者は男性障害者とは異なるライフコースをたどり、女性障害者ならではの問題に直面することがある。障害を持った時期によっても異なるが、恋愛や結婚、時には出産にあたって、障害者であることが「自己選択・自己決定」に大きな影響を与える要因となる。時には、障害を理由に恋愛の対象外と位置づけられることもある。それらの積み重ねは、ひいては自己規制につながる。

障害を持っていても、恋愛し、結婚し、出産を迎えるケースも当然ある。日常の会話では、障害は関係ないといいつつも、自身の子どもが障害を持って産まれてくることには否定的になるなど、障害を持つことに対しては複雑な思いもある。

本来一人の人間として、教育を受けたたり、就労したり、パートナ

ーと共に歩んだり、出産、育児など各女性のライフコースのなかには多様な選択肢が認められるべきである。女性障害者たちが声を上げていくことでその選択肢が増えるだろう。

(3) 性暴力被害のおそれ

現在、女性障害者への性暴力の実態はまだ明らかになっていない。警察や関係省庁も女性障害者に特化した被害状況調査を行っていない。しかし、女性障害者への性暴力の問題は、被害者個人の語りや障害者リーダーたちの語りのなかでよく耳にする。特に軽度の女性的障害者の場合、本人の認識する恋愛感情と男性側の感覚に相違があり、利用されているだけで明らかに性暴力であったり、時には売買春の被害に遭う可能性もある。女性障害者へのセクシャル・ハラメントを、本人や周囲の人々が、「恋愛」や「身近で気軽な世間話」として語ることもある。

性暴力の被害の話は、知的障害者に限らない。寺院で宝くじを売っていた盲の女性が寺院の境内で暴行された、身体障害を持つ少女が親族の男性から暴行された、などの被害例は枚挙にいとまがない。また、高校や大学の女子学生が通

学で、ロットウーと呼ばれる乗り合いワゴンを利用する際、運転手が乗り降りを手伝うときに、わざと身体を触るといふ痴漢行為も報告されている。AEPWDSは、今後の活動目標のひとつに、こうした性暴力被害の実態把握および予防と救済に関わる活動をあげている。個人での取り組みが難しい課題であり、一人一人との信頼関係が必要となる課題でもあるので、女性障害者団体の活動に期待が寄せられる。

● おわりに

前述の行動計画に対して、AEPWDSはクォーター制を提案しているものの、いまだそれは実現していない。戦略計画のなかでは、女性障害者や障害女児に対する、教育や制度へのアクセスを向上させ、社会の偏見をなくすという目標は掲げられている。しかし、男性が多数を占める委員会や議会、制度や政策決定の場への女性障害者の進出など、社会的な変革については、具体的な目標が設定されないままとなっている。

しかし、女性障害者の団体支援などが戦略計画に掲げられていることは大きな一歩である。AEP

WDSのような女性障害者団体が組織化されたことは、男性障害者中心の運動によって確立されたスペースを基盤として、より複合的なニーズを持った女性障害者が自ら声を上げようとしていることを示している。既存の団体に身を置きながら、そこから自覚された女性障害者のニーズをあげていく。たとえば、他の障害者のために生活支援の活動を行ったり、行政や社会との交渉役を担ったり、セミナーや委員会に参加・発言し、障害者への理解を訴えたり、国際会議やセミナーを開催している。これまで男性障害者が確保してきた委員会の障害当事者枠などに、英語や知識、交渉力を身につけた女性障害者リーダーが取って代わって参画している。

女性障害者が自ら声を上げる優位性は確かに存在している。当事者団体は地域で暮らしている女性障害者との交流を広げニーズを拾い上げながら、言語化し、社会につなげていく必要がある。女性障害者の権利擁護にむけて課題は山積だが、同時に、活動展開の可能性に大きな期待を感じている。

(よしむら ちえ／熊本学園大学 社会福祉学部講師)